

部落問題のいま

人権問題の最前線

—どこから読んでもかまいません—

部落問題はなぜ見えにくいと言われるのか

廣岡 淨進(大阪市立大学人権問題研究センター准教授)

「関係ない」といういとは

数年前、ある大学の授業でのできごとです。部落問題にかかわってゲストが持参した録画が、大阪と東京それぞれで、部落出身の青年を取材したドキュメンタリーでした。そのうちの片方の女性が語ったことが受講生の意見交換で議論になりました。彼女は、かつて、交際していた相手に、自分が部落出身であることを、それなりのためらいを経た後に、うちあげたと応じてきた。「関係ない」とぼろぼろ泣いてしまった。どうして涙が出てきたのか、それはたんに伝わらないとかではなくて、自分にとって大切なことを受け止めて共有しようという思いが相手の態度に感じられなかったからではないかと、ふりかえって述べたのです。

それについて学生の頃から、「関係ない」という応答のどこがいけないのか、部落出身だということの問題にしないという意味ならば、そこに差別を感じ取った女性の側が意識しすぎているのではないのか、求めすぎだと感じるという反発が出されたのです。しかし、これは、部落問題のみならず、日本社会の差別構造の一端を象徴しているように思われます。それは、

問題から目をそらす、耳を傾けない、もつと言えは声をあげても無視するからですが、差別を支えているからです。水俣病、ハンセン病、原爆の被爆者、あるいは沖縄戦とそれに引き続く基地問題をめぐっても、同様の構図が指摘されています。

部落問題の歴史性

部落問題とは、前近代の被差別民に系譜的につらなるとみなされてきた被差別部落の出身である、あるいはその住民である、もしくはそのようなみなされることで被る差別です。そこには、それに関連して生起する生活の場面などでのさまざまな不利益が含まれます。

江戸時代までの近世は身分制社会で、「穢多」(関西では「かわた」という自称が一般的でした)や「非人」(大坂では「長吏」と自称しました)など、「百姓」や「町人」身分ではないとされる人びとがいました。明治政府は一八七一年(明治四年)になってから、地租改正と戸籍制度の導入を前に、これらの被差別民を、先に百姓と町人とをまとめた「平民」に繰り入れるという布告を出しました。しかし近代社会において差別がなくなるどころか、日本の海外侵略が進められるなかで、むしろ再編され、これに抗する青年たちが一九二二

年(大正十一年)に全国水平社を創立し、「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」と宣言し、差別こそが糺弾されるべきものだとして投げ返したのです。

この部落問題を、日中戦争下の一九四〇年(昭和十五年)末から戦後にかけての日本の行政は同和問題と名づけ、問題解決のための施策は同和事業、同和対策事業、同和行政などと呼ばれてきました。被差別部落のことも同和地区とも言うときがありますが、これは、戦後の同和対策事業特別措置法制定後には同法の事業対象として地方行政が指定した地区という意味で使われてきました。

法の意義と限界

戦後、部落問題の解決に国として取り組むことを求める各界の声が高まり、一九六五年に内閣同和对策審議会答申が出されました。答申は差別を心理的差別と実態的差別とに二分し、両者の悪循環が差別を再生産しているのとらえました。心理的差別とは、婚姻の自由、就職の機会均等、あるいはその他の社会関係が差別のために保障されないことです。実態的差別とは、劣悪な生活環境、低位な教育水準、不安定な就労などのことです。これをうけて一九六九年に同和对策事業特別措置法が時限

立法で制定され、その後の延長や後継法の制定がくりかえされましたが、二〇〇一年度限りで国の法律としては失効しました。同和対策事業の実施された地区の多くで生活環境の改善や生活水準の向上が達成されたので、今後は一般行政の中で人権啓発を含む関係事業を実施するという当時の政治判断によるものです。

けれども、約一五年の空白をはさんで、二〇一六年に部落差別解消推進法が制定され、国や地方自治体の責務が明記されました。この年には障害者差別解消推進法が施行され、またヘイトスピーチ対策法が制定されました。国連機関の勧告もあり、オリンピック開催をにらんでバランスを取ったという見方もできるでしょうが、つまるところ差別がなくなっていないという現実のひとつの反映ではあります。興信所を利用した戸籍謄本などの不正取得といった悪質な身元調査はなくなっています。だが、さらに、ここで意識されているのは、情報化の中で、部落に関わる情報が「さらし」の標的にされている事態です。

部落の実態変化

国の同和対策事業の開始から五〇年、事業法の失効から一五年以上を経て、部落の実態も変容しています。そもそ部落には、さまざまな出自

の人たちが暮らしていました。阪神間や京都の都市部の部落には近代以降に形成された地区もあります。本人や親の結婚で部落の住民になった人もいます。奄美や沖縄、朝鮮半島など、また近年ベトナムにルーツを持つ住民が増えている地区もあります。二〇〇〇年の大阪の調査でも、大阪府下の地区で少なくとも三割以上、大阪市内では四割以上が同和地区に関係しない来住者世帯であると回答しています。住民の入れ替わりがあっても部落へのマイナスイメージは固定的で、もしかするとこうした流動性が差別の新たな理由に

されているかもしれません。この一面で、多くの人が部落から転出しています。大阪や京都などで同和地区の公営住宅政策が変更された影響も大きいのですが、それ以前から指摘されてきた傾向です。ちがう言い方をすれば、部落の外に、部落にルーツを持つ人がたたく暮らしているのです。かつとも、このように流出者が気負うこと、この出自を明らかにできる社会情況になっているのでしょうか。数年前に当時大阪の自治体首長でありながら国政政を組織してその代表に就いて注目的であった政治家の出自をめぐる複数の週刊誌が競いあうように暴露記事を掲載した情況は、記億に新しいところです。

見なくさせる力

前述した週刊誌記事のひとつは、紀州の新宮出身の作家中上健次を引き合いに出しました。中上は、戦後生まれとして最初に芥川賞をとったのですが、その作家人生の後半に、自分の書いてきた「路地」が自分自身が生をうけて幼少期をすごした場所をモチーフにしていること、そしてそこが部落であることを明らかにしました。彼は現実の部落解放運動とは距離ができていたが、その発言で、なにかに抗い、なにかを変えようとしたのでしよう。引きうけること、あるいは引きうけかたの難しさが、ここには見え隠れします。

大阪市立大学に隣接して浅香地区という部落があります。かつて大学校地と地下鉄車庫とに阻まれて陸の孤島とも呼ばれ、大和川の堤防を越えて河川敷に住まいを建てるしかなかった情況がありました。同対審答申より前から部落解放運動が大阪市に改善を要求し、今ではその住環境が一変しています。大和川の付け替え工事が起源とされるこの部落が地理的に隔離されている景観は、歴史的に形成されたもので、部落外の住民と日常的な接点を作るには、それなりの仕掛けが必要でした。これを差別の結果と言ってきたので、つまり、部落問題には、のみ

ならず部落そのものが、見えなようにする力がはたらいていると考えたほうがよいでしょう。だからこそ、目をこらす必要があります。ある地区を指して、やばいとか、近寄ってはいけないとか、その子らともめたらいけないなど、おとなや友人たちから言われたことはないでしようか。部落の人と会ったことがない、せいぜい学校の人権学習で来られた講師くらいだとしたら、それがどういふことなのかを考えたほうがよいでしょう。そこにはだれかが、口をつぐんで立ちすくんでいるかっただけでしようか。

この大阪市立大学では、共通教育に、部落問題を掲げる授業が「部落差別の成立と展開」現代の部落問題二部落解放のフロンティア」の三科目開講されています。また、「企業と人権」も、もとをたどれば「部落産業論」として設置された科目です。大学の近く、歩いたり自転車で行ける範囲にも部落が複数あり、授業などに来ていたたりくこともあれば、さまざまな取り組みの呼びかけで赴き、出合いを持つ機会もあろうと思えます。のみならず、隣で受講していたりサークルやクラブ活動をともにする学友の中に部落出身学生がきつといるという意識を持つて、「関係ない」と対話を切つてしまわないためにどうしたらよいかを考えていく手がかりになればと思えます。

にんげんの街づくりに 取り組む浅香地区

木村 雅一(社会福祉法人あさか会)

浅香地区は、市大の隣にある。疎遠な関係から隣人としての関係に変わりつつある、浅香地区は、悲願の「陸の孤島」を生んだ地下鉄車庫の撤去を実現し、今「にんげんの街」づくりに取り組んでいる。隣人として、どんなかわり方ができるのだろうか。

大阪市立大学と浅香地区は、地理的には地続きの隣り合わせにあったが、長い間、隔てられていた。目に見える無粋な鉄柵とそこで確実に線引きされる目には見えぬ意識の壁によって隔てられていた。それは、ごく最近までのことだ。大学にとって、いくら隣近所であったとしても、研究で関係しない以上、縁があ

るものではない。だから、学生にとっても、市大に通っている四年間、一度も浅香を訪れることがなかったとしても何ら不思議ではなかった。一方、浅香からみても、部落差別の中で義務教育をすら満足に受けられなかった多くの住民にとって、大学などまさに夢のまた夢であり、大学生の存在も

まるで別世界の出来事であった。お互いが、無関心のままであったのだ。60年代、部落解放運動は燎原の火のごとく全国に広がった。被差別の側からの血と汗と涙の異議申し立ては、知らぬ存ぜずできた国や地方公共団体をして、差別撤廃に向けたとりくみ

の具体化に踏み出させる力となった。

浅香地区においても、65年部落解放同盟浅香支部が結成され、差別撤廃に向けた自主的な取り組みが始められることになる。しかし当時、部落差別は当たり前のことであった。

地理的にも浅香は、北に広大な地下鉄車庫、南に大和川、東の吾彦大橋と西の市立大学に隔てられた「陸の孤島」であった。しかも、大和川の堤防上と河川敷に軒を並べるあばら屋や廃品を雑然と置きっぱなしの寄せ場、それに廃品回収や土木作業という半失業状態の日常化は、部落に対する予断と偏見を生み出す恰好の材料であった。その差別の実態を真正面に見据えた環境改善や就労保障のとりくみが始まることになる。

それから、浅香住民が教育への関心を高め、自主的な子ども会を生み出した。その動きに呼応して、学生たちがその手助けに入る。「部落差別の実態に学ぶ」がその行動指針であった。

74年に行われた浅香地区実態調査は、被差別の実感を持つ浅

香地区住民と市大の研究者との最初の共同作業となった。一方、他大学に先駆けて市大で部落問題に関する講義が始まった。そ

こで、学生が差別された体験を浅香住民がから聞く機会が設けられ、学生も浅香へフィールドワークに出かけるといふ、より確実なつながりが生まれた。

多くの学生にとつて、授業の一部で浅香と関わるようになってきたことは大きな前進であるといえ、あくまで授業の一部であり、自発性や必然性の薄い、まだまだ不自然な関わりでしかなかったともいえる。差別解消という視点を共有するものとはいえ、まだ「差別・被差別」というその一点での二項対立に根ざしたものでしかなかった。その問題に着手するには地理的な条件の成熟を待たねばならなかった。

90年代、浅香の街は地下鉄車庫跡地利用の街づくりを通じてその様を大きく変えることになった。町並みは改修整備され、車庫跡地には公園やグラウンドなど誰もが憩える施設が完成する。市大もまた基本計画に着手

し、まず学術情報センター付近を中心に壁が取っ払われ、地理的な一体感が実現する。

それによって市大キャンパスと浅香の街の一体感が実現され、日々、学生や住民が街を行き交い、中央公園や跡地施設における事業への協同参加を通じて、その営みはさらに確固なものとなりつつある。今や、隔たりは無くなったも同然である。が、それは勝手になくなったものでも、一朝一夕になくなったものでもない。少なくとも20世紀の半分をかけて、多くの先輩や先輩が、自らの血と汗と涙で勝ち取ってきたものに他ならない。

だが、部落への予断と偏見にもとづく差別が完全になくなったとはいえない。差別は、間違いなく解消の過程にあるとはいえず、自然となくなるものでない。不断の努力が必要だ。

続けよう。継続こそが、過去を引き継ぎ、未来を保障するものである。条件は揃っている。後は、「私」の意志であり、「私たち」の想いである。だから、肩の力を抜いて、もっと先へ進もう。



62年航空写真。右下に地下鉄車庫が大きく占有し、大和川河川敷にたくさんの住居がみえる。



人権文化センター屋上より跡地を撮影

部落問題のいま

—現代の若者の恋愛・結婚と結婚差別—

齋藤 直子(大阪市立大学人権問題研究センター特任教員)

大阪市立大学では、部落問題の授業が多数提供されています。これからみなさんには、部落問題について広く深く学ぶ機会がひらかれていると思います。

このコラムでは、部落出身者への結婚差別について書きます。結婚差別は部落問題を考える上で重要な分野のひとつです。教育・啓発や先人の努力をうけて「部落差別はいけない」という認識は広く受け入れられるようになったけれど、ひとりひとりが実際に「差別するかしらないか」を厳しく問われる機会には、そう多くありません。結婚差別は、ふだんの生活では感じられなかった部落差別が突然牙をむくのを目の当たりにする機会だといえるでしょう。

ところで、部落出身者とは誰なのでしょう。部落出身者とは、近世の賤民身分にルーツがあり、被差別部落あるいは同和地区と呼ばれる地域に住んでいて、部落産業と呼ばれる仕事(皮革産業や食肉産業が代表的ですが、実際にはもっと多様です)に就いている、この3点セット

が揃った人であるとされています。いえ、されていたと言ったほうがいいかもしれません。現在、このような3点セットが揃った人は、とりわけ都市部にはほとんど存在しないからです。

わたしたちが2009年におこなった大阪市内のある被差別部落の調査では、地区住民の6割が他地区からの転入者で、しかもそのほとんどが被差別部落にルーツがありませんでした。またその地域は、いわゆる部落産業がもとから脆弱で、行商や靴直し、芸能といった日雇い仕事で生計をたっていたので、3点セットが揃う人はほとんどいません。にもかかわらず、結婚差別の対象になってしまうのです。それは、3点セットが揃っていない相手に対しても、結婚差別をする人がいるからです。

例えば、被差別部落にルーツをもたない夫婦が結婚して部落に移り住み、そこで生まれた子どもは部落出身者でしょうか。それは、本人の認識にもよりますし、他人がどうみなすかもよります。本人は部落出身で

ないと考えているにもかかわらず、差別されることがあるかもしれません。場合によっては、3点セットのうち、ひとつも当てはまらない人さえも差別をうけるかもしれません。熱心に部落問題に関わっている人は、熱心なのは部落出身者だからに違いないと決めつけられることがあるのです。

このように、もはや部落出身者が誰なのかということが、はつきり決めることができません。部落出身者とは誰かということ、学問的にも、社会運動的にも、部落出身とみなされる可能性のある若者のアイデンティティの問題としても、アクチュアルな問題だといえます。そして、われわれはいつたい「何を」差別しているのかという新しい問いが生まれています。

結婚差別と聞いて、近世からのルーツ(血筋!)にこだわるとか、部落出身者を家族の一員と認めない(イエエ制度!)など、旧態依然もはなはだしいと考える人もいると思います。かりにも、憲法に「婚姻は、両性の合意にのみ基づいて成立し、夫婦

が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならぬ」と(第24条)と書かれていて、戦前の憲法とは異なり結婚を望むふたり(残念ながら現状では男女と解釈されています)の合意があれば誰もジャマはできないのです。

見合い婚の時代であれば、部落出身者をあらかじめ見合いのリストから外して、部落出身者を排除することができました。

しかし、恋愛結婚がほぼ9割を占める現在の日本では、愛し合うふたりを結婚差別が引き裂く事ができるのかという疑問がわきます。しかし、実は見合い婚の時代よりも、恋愛結婚の時代のほうが、むしろ結婚差別という「トラブル」に巻き込まれてしまう可能性は高まったのです。さきに述べたように、見合い婚の時代は部落出身者はあらかじめ見合いリストから排除されるというかたちで差別されてきました。他方で恋愛結婚の時代は、学校や職場でさまざまな人と出会うチャンスが待っています。部落出身者と部落

出身でない者が出会います。部落出身であることがわかっていて交際をスタートさせることもあれば、交際してから出身がわかることもあり。しかも、3点セットが崩壊した今、自分のルーツを知らない若者もいるでしょうし、本人は部落出身者でないと思っけていても他人がそう決めつける場合もあるでしょう。

では、差別するのは誰でしょう。か。交際相手が差別することもあります。その親や親戚が反対をするという差別もあります。結婚差別の問題としてもちあがってくるのは、後者のケースが多数を占めます。

法律では「両性の合意」さえあればよいと明記してあっても、依然、親の影響は強いのです。親が結婚式に出ないといわれると、それだけでふたりの結婚は「不幸」だと感じてしまうカッブルもいます。「祝福」を武器に、親は結婚に口をはさむことができます。

しかも若者の雇用が不安定な今、比較的裕福な親世代からのカネ(結婚式の費用や新居、生活の援助など)とケア(共家事・育児の補助)を期待するならば、

親の影響はますます増大するかもしれません。

しかし、親から反対は受けたけれども説得を続け、結婚差別を乗り越えたカップルは非常に多いのです。

ところで、結婚差別を考える上では、日本の若者がおかれている結婚の現状も無視できません。若者の結婚をめぐる問題は、「婚活」という流行語を生み出したことからわかるように、人々の注目を集めています。晩婚化・非婚化とそれに伴う少子・高齢化が「危機的」であると人々が考えるようになったからでしょう。

その議論の中心にあるのは、理想の相手を自力で見つけなければならぬ恋愛結婚の難しさや、結婚する意思があっても収入が低かったり非正規雇用であることから結婚が困難な若者(とりわけ男性)の問題です。

1969年に同和対策特別措置法が施行され、同和問題(部落問題を行政の用語ではこのように呼んでいます)の解消は「国民的課題」とされました。それから約30年間、全国の部落(といっても、同和地区に指定された部落に限られましたが)は飛

躍的に環境や雇用、教育の状況を改善させました。若者の高校進学率や高等教育への進学率は上昇し、職業選択の幅も広がりました。進学や就職を通じて、被差別部落から転出していった若者も大勢いました。

ところが2002年に法律が終了してしまい、それから10年が経ちました。再び、世帯収入の低さ、部落外との学歴格差、生活保護率の高さがクローズアップされるようになりました。部落の「再貧困化」が問題になっていのです。

被差別部落の若者の中には、部落出身であることと不安定就労の2つの点から結婚に不利な状況におかれる人もでてくるおそれがあります。部落の若者がおかれている仕事と結婚の問題を解消するのは、部落問題の中でも最重要課題です。

ここまでのお話で、結婚差別を考えるためには、部落問題だけでなく現代日本の若者の就労、恋愛や結婚など、多くの知識が必要であることが理解できたとと思います。学生のみならずも、これから学ぶそれぞれの専門分野の知識をつうじて部落問題をより深く考えていってほしいと思います。



ふしぎな部落問題

角岡伸彦

ちくま新書 2016年

第4章の「被差別部落の未来」では、大阪のある被差別部落のユニークな取り組みが紹介されています。地域の部落解放運動の歴史をベースとして、どんどんと新しい活動を展開し、部落周辺も巻き込んでいく、新しい運動のかたちが描かれています。



隣保館 まちづくりの拠点として

大北規句雄

解放出版社 2012年

19世紀にイギリスではじまったセツルメント活動が、日本で隣保館として発展しました。かつて、同和対策で全国の被差別部落に、数多くの隣保館（人権センター、地域交流センター）が建設されました。人権とまちづくりの拠点として、隣保館の果たす役割について考えます。

部落問題を考える 私のお薦め

齋藤 直子(大阪市立大学)

人権問題研究センター准教授)



部落問題と向き合う若者たち

内田龍史

解放出版社 2014年

部落の若者や、部落出身者と結婚した若者のインタビュー集です。「部落出身者」は、マイノリティのカテゴリーとして語られがちですが、若者一人ひとりには、多様な生き方や考え方があることに改めて気づく本です。



部落解放運動の歩み100項 ービジュアルブック

部落解放・人権研究所

解放出版社 2011年

水平社運動から現在の部落解放運動まで、およそ100年にわたる社会運動の歴史について、たくさんの資料写真を用いて編まれたビジュアルブックです。

冬枯れの光景(上)(下)

谷元昭信
解放出版社 2017年

筆者は長年、本学の共通教育科目において部落問題の現状について授業をされてこられた。その集大成ともいえる本書は、上下巻のボリュームになっている。同和対策に関する法律の制定・延長・失効の歴史を、最前線を取り組んできた記録である。

また、ところどころで、筆者個人の生活史も語られている。全国で初めて部落問題の授業を正式に開講したのは、本学である。開講が決定された新聞報道を読んで、大阪市大に入学し、初年度の授業を受けた。その熱気に包まれた授業の様子が描かれているところも、市大生にとっては興味深いだろう。

結婚差別の社会学

齋藤直子
勁草書房 2017

自著の紹介です。結婚差別は、部落差別のなかでももっとも重大で困難な問題だといわれてきました。膨大な手記や聞き書きの蓄積はあったのですが、それらを整理して理論的に分析したものは、これまでありませんでした。筆者は、2000年から、結婚差別を経験した方々に聞き取りをおこない、そこから「結婚差別問題では、実際に、何かおこるのか」を分析しました。

また、結婚差別を受けた人を「支援」する人々への聞き取りから、結婚差別問題を「のりこえる」ヒントについても学びました。

大阪市大の授業で、受講生のみなさんからいただいた意見もかなり参考にさせていただいて、一部、引用しています。

入門 被差別部落の歴史

寺木伸明・黒川みどり
解放出版社 2016年

古代から現代まで、通史的に部落史を概観する入門書です。部落史研究は、時代ごと地域ごとに専門が分かれているので、全体を見渡すことができる本書は、初学者でなくても非常に便利な1冊になっています。現在の部落史研究の到達点や、議論になっているポイントもよくわかります。日本史を人権の視点から眺める読み物としても、面白く読めると思います。

消されたマッコリ。

伊地知紀子
社会評論社 2015年

1950年代はじめ、大阪府南部にある被差別部落には、多くの在日朝鮮人が住んでいた。そこで起きた「密造酒」をめぐる「事件」。警察が現場を「急襲」し、警察官の発砲でひとりの在日朝鮮人男性が死亡。また、多くの人々が公務執行妨害で有罪となった。しかし、この「事件」は、本当に新聞報道や裁判で描かれたようなものだったのだろうか。筆者は膨大な資料や聞き取り調査から、この「事件」を再構成していく。事件だけでなく、戦後の部落と在日朝鮮人の暮らしや、マッコリ作りの技術についてなど、読みどころの多い本です。